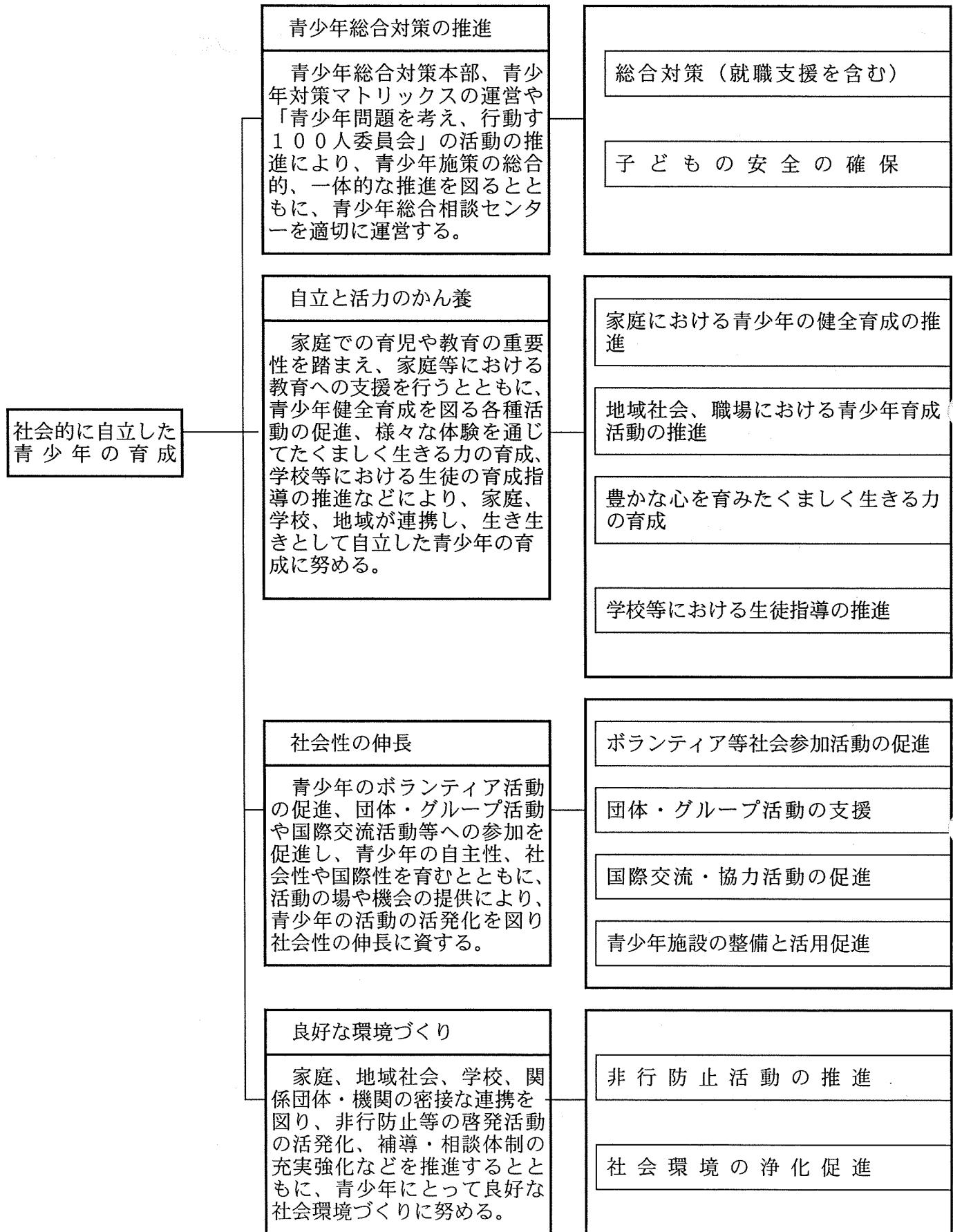


青 少 年 施 策 体 系



平成19年度における関係各課の主要事業

①青少年課 ②安全・安心まちづくり推進室 ③保健体育課 ④少年課	岡山県青少年総合対策本部運営事業 岡山県青少年問題協議会運営事業 おかやま青少年さんあい運動推進事業 （「青少年問題を考え、行動する100人委員会」） 青少年マトリックス事業 岡山県青少年総合相談センター運営事業 児童等の安全の確保、県民等による自主的な活動の促進 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 警察スクールサポーター配置事業、携帯電話によるメール相談事業
---	--

①青少年課 ②健康対策課 ③子育て支援課 ④指導課 ⑤保健体育課・生涯学習課 ⑥生涯学習課 ⑦少年課	家庭教育支援事業、青少年健全育成促進アドバイザー派遣事業、青少年健全育成県民運動の推進、善行・優良事例の顕彰 子どもの健やか発達支援事業、精神保健相談事業、虐待予防関係事業、ひきこもり脱出支援事業、健やか親子21推進強化事業 少子化対策関係事業、家庭児童指導事業、児童相談所の運営、家庭支援電話相談事業、児童虐待防止事業 おかやまチャレンジ・ワーク14、豊かな体験活動推進事業、スクールカウンセラー配置事業、スクールサポーター配置事業、「心の専門家」派遣事業、いじめ問題対策会議、問題を抱える子ども等の自立支援事業、生徒指導ネットワーク事業、高等学校生徒指導マネージメント事業、生徒指導推進協力員配置事業 食育から広げる生活リズム向上プラン 家庭教育支援総合推進事業、子どもの生活リズム向上のための取組、放課後子ども教室推進事業、地域のヤングリーダー養成事業、子どもの読書活動の推進、岡山県青少年劇場巡回公演、「生きる力」支援事業、子どもほっとライン事業 心と命の教育活動、少年の居場所づくり対策「さぼせん」ルームの運用、宿泊体験型の少年健全育成支援事業
--	---

①青少年課 ②子育て支援課 ③生涯学習課	ヤング・オピニオン県政反映事業、青少年による居場所づくり事業、「エコ*ボランティア」実践事業、“若者人づくり”スキルアップ応援事業、グローバル・ユース育成事業、青少年の島事業 県立児童会館の運営 第55回岡山県青年祭、社会教育関係団体助成、高校生の国際文化交流事業、青年の家維持運営事業
----------------------------	---

①青少年課 ②指導課 ③少年課	青少年非行防止モデル事業、NPOとの協働による青少年非行防止事業、青少年マナーアップ啓発事業、青少年補導センター活動促進事業、広域補導の推進、青少年健全育成対策事業、青少年健全育成条例関係事業 岡山県学校警察連絡協議会 全国非行防止運動、「少年を非行から守るパイロット地区」活動、少年警察協助員活動、少年補導ケースワーカー、善行少年表彰、少年サポート活動の推進、「たまり場ゼロ作戦」の展開、「桃太郎っ子サポートライン」の運用、万引き防止総合対策の実施、有害環境浄化活動
-----------------------	--

青少年総合対策の推進

1 総合対策

<主な取組>

○「青少年問題を考え、行動する100人委員会」の取組 (青少年課)

青少年を取り巻く諸問題の解決に向けて、平成12年8月に設立された「青少年問題を考え、行動する100人委員会」における行動計画の4つのスローガンに沿って、青少年の健全育成と社会参加に向けた県民運動の推進を図る。

- [4つのスローガン]
- ・学校、家庭、地域の教育力の向上
 - ・青少年の社会性や規範意識の向上
 - ・大人社会全体の意識改革
 - ・地域の一員としての企業等の社会的役割の自覚

また、この100人委員会において設定された統一テーマ「おかやま青少年さんあい運動～でいい、ふれあい、たすけあい」に基づいた実践的な活動を推進し、県民みんなが身近なところで青少年とのあいさつやコミュニケーション等の取組を展開するよう働きかける。

○岡山県青少年総合相談センターの運営 → 別紙1 (青少年課)

2 子どもの安全の確保

近年の犯罪の多発に加え、子どもに対する凶悪犯罪の続発や不審者遭遇事案が頻発するなど、子どもの安全が脅かされている。こうした状況を踏まえ、平成18年9月に制定した「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」に基づき、県・県教育委員会・県警察が一体となって、市町村、県民、自治会、ボランティア・NPO及び事業者との協働連携により、子どもの安全の確保のための対策を推進する。

<主な取組>

○児童等の安全の確保 (安全・安心まちづくり推進室)

学校等における児童等の安全確保に関する指針等の普及に努めるとともに、学校、保護者、自治会、ボランティア、事業所、関係機関などが連携した地域ぐるみの子どもの安全確保を推進する。

○県民等による自主的な活動の促進 (安全・安心まちづくり推進室)

県民推進大会の開催などを通じた、安全・安心まちづくりへの県民の理解を深めるための広報・啓発や、自主防犯活動団体に対する支援などにより、地域の協働体制づくりを推進する。

○地域ぐるみの学校安全体制整備の推進 (保健体育課)

学校安全体制の整備を必要とする小学校において、実践的な事例に対応できる学校安全ボランティアを活用した効果的な安全体制を整備する。

○警察スクールサポーター配置事業 → 別紙2 (少年課)

自立と活力のかん養

1 家庭における青少年健全育成の推進

家庭は、次代を担う青少年の身体や人格の基礎が形成される場である。家族と共に考え、悩み、働き、汗を流すことによって互いに絆が強まり、青少年は、明日への鋭気や自信を持てるようになる。健やかで自立した青少年に育むため、温かい家庭づくりを支援する。

<主な取組>

○家庭教育の支援 (青少年課)

問題行動についての家庭教育の指針として、いじめ等問題行動に関する家庭用啓発資料を小学一年生を持つ家庭に配布し、家庭の教育力の充実を図る。

○青少年健全育成促進アドバイザーの派遣 (青少年課)

家庭、地域の教育力の向上を図るために、青少年健全育成の分野において専門的知識を有する人をアドバイザーに委嘱し、各種団体が青少年健全育成をテーマに開催する講演会等に講師として派遣する。

○子どもの健やか発達支援事業 (健康対策課)

未熟児や障害児またはその疑いのある子どもやその保護者に対し専門的な相談支援等を実施する。

○ひきこもりからの脱出の支援 (健康対策課)

ひきこもりサポーターの育成やひきこもり者や家族を対象にした座談会を開催、家族と社会の中間的な場の提供により、家族と社会をつなげる支援を実施する。

○子どもの生活リズム向上のための取組 (生涯学習課)

関係団体等と連携し、早ね早おき朝ごはんなど、子どもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるための取組を推進する。

2 地域社会における青少年育成活動の推進

青少年は、地域社会との関わりの中で成長し、社会性を培うものであるが、個人志向や生活様式の多様化により、地域社会への帰属意識や連帯意識が希薄化している。このため、日常的なふれあいを通して地域ぐるみで青少年の育成を図れるよう様々な取組を推進する。

<主な取組>

○青少年育成県民運動の推進 (青少年課)

7月、11月、3月を「青少年健全育成強調月間」と定め、青少年の健全育成と非行防止について、より一層県民の理解を深めるため、関係機関や団体が一体となった県民総ぐるみの運動を集中的に展開する。

○善行・優良事例の顕彰（「岡山県わかば賞」） (青少年課)

身のまわりにある青少年の善意ある行為、勇気ある行為など、他の青少年の模範となる行為を地域のみんなで顕彰し、人間性豊かな青少年を育てるとともに、明るい地域社会をつくるため、「岡山県わかば賞」を授与する。

3 豊かな心を育みたくましく生きる力の育成

青少年が、将来に対する夢や希望を抱き、他人を思いやる豊かな心とたくましく生きる力を育みながら成長できる環境づくりが必要である。このため、職場体験をはじめとする各種体験や読書等を通じて自分で考え、行動できる青少年を育成する。

<主な取組>

○おかやまチャレンジ・ワーク14 (指導課)

産・学・官の連携の下で実施する中学生の地域における職場体験活動をとおして、生徒の望ましい職業観や勤労観を育てるとともに、地域に学び豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、共に生きる心や感謝の心を育むなど、心の教育を推進する。

○食育から広げる生活リズム向上プラン (保健体育課・生涯学習課)

学校・家庭・地域が連携を図りながら、子どもたちの望ましい食習慣の形成と基本的な生活習慣の育成を図る。

○放課後子ども教室推進事業

(生涯学習課)

学校の余裕教室や公民館等を利用して、地域の大人と子どもがふれあう子どもの居場所を開設し、異年齢、異世代間の交流を図り、地域の人たちの支援のもとに様々な体験や学習の場や機会を提供する。

○宿泊体験型の少年健全育成支援事業

(少年課)

県内3か所の少年サポートセンターにおいて、少年警察協助員等の少年警察ボランティアの協力を得ながら継続補導・支援を行っている問題少年に「倉敷市少年自然の家」(倉敷市児島由加)で1泊2日のキャンプ合宿をさせ、自然環境の中で各種の体験活動を行うことにより、心の交流、規範意識や人間性の醸成を図るとともに、少年警察ボランティアも参加してふれあい活動に取り組むなど、ボランティアの活性化を推進する。

4 学校等における生徒指導の推進

学校教育においては、教職員と児童生徒とが豊かな人間関係を築き、学校の教育活動の全体を通じて生徒一人ひとりの自立を促し人間形成を援助するため、積極的な生徒指導を推進する。特に、いじめ等の問題行動や不登校などの学校不適応問題への適切な対応を図るため、臨床心理士や校外の関係機関の協力を得ながら学校におけるカウンセリング機能を充実するなどの生徒指導体制の強化に努める。

<主な取組>

○スクールカウンセラー配置事業

(指導課)

学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るため、専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを全中学校に配置する。

○スクールサポーター配置事業

(指導課)

地域の人材を活用し、学校の教育活動を支援する「スクールサポーター」を小・中学校へ配置し、家庭訪問等を中心とした不登校児童生徒や保護者への支援を行う。

○「心の専門家」派遣事業

(指導課)

学校不適応問題に適切に対応するため、臨床心理士等の「心の専門家」を小学校のケース会議等に派遣し、指導・助言を行う。

○いじめ問題対策会議

(指導課)

いじめの未然防止、早期対応のために、学識経験者等が学校や家庭における取組に対する提言を行うとともに、学校におけるいじめの問題に対する学校の指導力の向上に資する資料を作成する。

○問題を抱える子ども等の自立支援事業

(指導課)

不登校やいじめ等生徒指導の諸問題に対し、子どもの状況把握の在り方や学校、家庭、関係機関のネットワークの活用の在り方など、未然防止や早期対応につながる効果的な取組の実践的な研究を行う。

社会性の伸長

1 ボランティア等社会参加活動の促進

ボランティア活動は、青少年の自立促進や社会性を育むうえで極めて有意義なものであることから、福祉活動や地域づくり活動などのボランティア体験の機会を積極的に提供し、青少年の社会参加を促進する。

<主な取組>

○ヤング・オピニオン県政反映事業

(青少年課)

青少年に行政や社会に興味・関心を抱いてもらい、社会づくりの一員として

の自覚を養い社会性を高めるため、青少年（15歳から25歳まで）で構成する「ユースチャレンジ21会議」を設置し、青少年の視点で青少年自身が施策の企画・立案を行い、県に提案する。

○青少年による居場所づくり事業

（青少年課）

青少年が気軽に立ち寄れ、交流や情報交換ができたり、青少年自らイベントなどが企画・実施できる青少年の居場所施設「みらいふるシーポ」（岡山市奉還町）の管理・運営を行う。

○「エコ＊ボランティア」実践事業

（青少年課）

平成17年度の「ユースチャレンジ21会議」の提案を受けて事業化したもので、青少年が環境学習に取組み、学んだ知識を活かして環境保全活動を実践する。

○“若者人づくり”スキルアップ応援事業

（青少年課）

平成18年度「ユースチャレンジ21会議」の提案を受けて事業化したもので、青少年による岡山県ユースネットワークを組織し、自らがプロジェクトの企画・実施するなどのプロセスを経験させながら社会人になるための成長を促す。

2 団体・グループ活動の支援

青少年の団体やグループによる主体的な活動を促進するため、情報提供や活動の場の整備、技術指導等の支援を行う。

＜主な取組＞

○第55回岡山県青年祭

（生涯学習課）

青年活動の成果を体育の部・文化の部に分けて発表するとともに、県下の青年が交流を深める。

3 国際交流・協力活動の促進

広い視野と国際感覚を持って行動できる青少年を育成するため、青少年の海外派遣や外国青少年の受入などを行うとともに、国際貢献活動等についての講座の開設等を行う。

＜主な取組＞

○グローバル・ユース育成事業

（青少年課）

国際貢献大学校等での研修を通じて地球環境の保護や国際協力の必要性を認識し、国際感覚の醸成や異文化への理解を深め、広い視野と国際性を身につけたリーダーを育成する。

4 青少年施設の整備と活用促進

青少年の協調性や社会性は、多くの人々との交流を通じて培われる。このため、青少年の交流等の場として、県内3か所の青少年の島、県立児童会館や青年の家等の施設を運営する。

＜主な取組＞

○「青少年の島」の活用

（青少年課）

次代を担う青少年が自然とのふれあいを通じ、自然の厳しさ、尊さを体験し、団体生活を通じて、真の友情と人間本来の生き方を追求する場として、県東部の黒島、中央部の六口島、県西部の梶子島の3島を「岡山県青少年の島」として開島しており、利用促進の広報活動を強化し、年間を通じた島の活用を図る。

良好な環境づくり

1 非行防止活動の推進

＜少年非行の情勢＞

平成18年中県下において刑法犯で検挙した犯罪少年及び刑法に触れる行為により補導した触法少年は2,602人で、342人減少(-11.6%)し、特に窃盗犯が減少した。

また、刑法犯で検挙及び刑法に触れる行為により補導した者の総数6,670人に占める少年の割合は39.0%で、4年連続して過半数を割っている。

しかし、凶悪犯が微増(+4.2%)し、また、非行率(10~19歳の少年の人口千人当たりに占める割合)は13.0人で、全国平均の10.5人に比べると2.5人も多く、少年非行問題は、依然として厳しい情勢が続いている。

一方、少年を取り巻く現状も、地域社会における人間関係の希薄化、夜型社会の急激な進展や性を売り物にする享楽的営業、インターネット・出会い系サイト等を通じた有害情報が氾濫するなど、その社会環境が大きく変化しており、心身ともに未成熟な少年の健全な育成を著しく阻害している状況にある。

少年対策は、治安回復の鍵であり、こうした情勢に対処し、次代を担う青少年の健全な育成を図るためにには、少年を非行から守り、これを保護するための諸対策を積極的に推進するとともに、悪質な非行や少年の福祉を害する犯罪には厳正に対処するなど、少年非行の総量抑止に向けて積極的に取り組む必要がある。

○少年非行の実態

・刑法

(単位：人)

年 別	平成18年	平成17年	増 減 (率)
総 数	2, 602	2, 944	▲342(▲11.6%)
犯罪少年	2, 055	2, 282	▲227(▲9.9%)
触 法 少 年	547	662	▲115(▲17.3%)

・不良行為少年

(単位：人)

年 別	平成18年	平成17年	増 減 (率)
不 良 行 為 少 年	22, 207	20, 519	1, 688(8.2%)

＜主な取組＞

○青少年非行防止モデル事業

(青少年課)

青少年が集まりやすい岡山駅前を中心に、青少年のマナー向上のための集中的な声かけなどをを行うため、巡回パトロール基地「桃太郎ステーション」の整備や巡回パトロール専門員の配置などを行い、警察、教育、ボランティア等が一体となった継続的かつ効果的な巡回指導を実施する。

○N P Oとの協働による青少年非行防止事業

(青少年課)

民間のノウハウを活用するため、公募によりN P O等から非行防止対策やマナー向上に関する事業の企画提案を募集し、先駆的で優れた提案のあったN P O等にその事業を委託実施する。

○青少年補導（育成）センターの活動促進

(青少年課)

街頭補導、少年相談などの青少年補導（育成）センター業務の促進を図るため、16カ所の市・町青少年補導（育成）センターに対し助成を行う。

○広域補導の強化

(青少年課)

県境列車通学生の非行防止を図るため、実態査察を実施するとともに、隣県関係者との連携の強化に努める。

また、青少年の非行の広域化に対応するため、岡山県広域特別補導協議会に助成し、中高校生に対する列車、バス補導及び各地の催しにおける補導の強化を図る。

○「青少年健全育成（非行防止）をすすめる店」宣言店の促進 (青少年課)

急増している万引きなど初発型非行に対応するため、コンビニなどの深夜営業店に「11・5（いいこ）運動」協力店に参加してもらい、店関係者の青少年健全育成意識の高揚を図るとともに、青少年に非行防止の自覚を促す。

○少年の薬物乱用防止・非行防止対策の推進

(少年課)

少年による覚せい罪等の薬物乱用の絶無を図るため、学校や教育委員会と連携した上、薬物の有害性、危険性について少年自身に直接語りかける薬物乱用防止広報車「桃太郎っ子サポート号」を活用した薬物乱用防止教室や非行防止教室を開催するなど、少年の規範意識の啓発に努めている。

〈平成18年の薬物乱用防止教室等及び広報車運用状況〉

対象区分	教室回数	参加人員	広報車回数
小学校	46回	6,689人	13回
中学校	46回	10,911人	9回
高等学校	41回	12,720人	9回
その他	42回	6,367人	17回
計	175回	36,687人	48回

○少年警察ボランティアの活性化及び関係機関・団体等との連携による非行防止対策の推進 (少年課)

少年警察協助員等の少年警察ボランティアの活動の活性化に積極的に取り組むとともに、これら少年警察ボランティアをはじめ学校関係者等との連携による街頭活動を強化して、非行少年、不良行為少年等の早期発見・補導や家出少年の発見・保護に努めている。

また、座談会等地域住民とのふれあいの機会や広報媒体を通じて、少年非行の実態、少年の福祉を害する犯罪被害少年の深刻な被害実態を説明するなど、積極的に情報発信し、少年の規範意識の向上と地域社会の問題意識の醸成に努めている。

2 社会環境の浄化促進

青少年健全育成条例に基づき、有害図書等の区分陳列、販売制限などの状況について関係事業所の立入調査を行うなど健全育成のための環境整備を推進する。

＜主な取組＞

○青少年健全育成条例関係事業の実施

(青少年課)

岡山県青少年健全育成条例に基づき、優良図書・優良興行の推奨、有害図書・有害興行等の指定を行うとともに、立入調査員を指定しての年間を通じての調査に加え、この度の条例改正の普及啓発を行うことにより、青少年にとって良好な環境づくりに努める。

○少年の福祉を害する犯罪の取締り

(少年課)

少年の健全な育成を図る上で大きな弊害となっている有害図書類や少年の性非行の温床となりやすい風俗営業等に対する指導取締りを強化するとともに、児童買春・児童ポルノ禁止法等少年の人権を侵害し、その福祉を害する犯罪については厳正に取締りを行っている。

（平成18年中の検挙状況）

法令別	人 員	法令別	人 員
青少年健全育成条例	44人	風営適正化法	13人
児童買春・ポルノ法	53人	労働基準法	1人
児童福祉法	22人	覚取法	0人
職業安定法	6人	毒劇法	0人
未成年者喫煙禁止法	8人	その他法令	0人
未成年者飲酒禁止法	13人	総 数	160人

○有害環境浄化対策の推進

(少年課)

年々悪化の傾向にある有害環境に対処するため、少年警察ボランティアをはじめ、地域住民や関係機関・団体等と連携を図りながら、少年のたまり場となりやすいコンビニエンスストア、カラオケボックス、駅、公園等におけるパトロールの実施、これら施設の管理者に対する浄化に向けた要請や意識啓発、少年に対する有害情報の氾濫の抑止など、少年を取り巻く環境の浄化に取り組むとともに、性を売り物とする諸営業や少年の飲酒、喫煙等不良行為を助長する事犯に対する指導取締りの強化に努めている。

(別紙1)

岡山県青少年総合相談センターについて

1 岡山県青少年総合相談センター（ハートフルおかやま110）

知事部局、教育委員会、警察本部の青少年対策マトリックスの関係部局が一体となって、平成13年7月に設置した青少年総合相談センターにおいて、青少年に関する相談、指導等を総合的に行うことにより、いじめ、不登校、非行等の防止及び解消を図る。

青少年総合相談センターにおける各相談窓口の相談状況

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

相談窓口 区分		総合相談	教育相談	進路相談	子どもほっとライン	すこやか育児テレホン	ヤングテレホン いじめ 110番	合計
相談 内容	非 行	48	89	-	3	-	154	294
	いじめ	109	64	-	124	-	139	436
	不登校	105	54	-	110	-	28	297
	学習相談・その他	278	199	-	163	-	148	788
	進路相談	449	-	385	-	-	18	852
	小計	941	317	385	397	-	333	2,373
内 容	家 庭	832	179	-	370	4,273	235	5,889
	異性・交友等	346	1	-	1,966	-	220	2,533
	健 康・性	643	16	-	761	-	280	1,700
	そ の 他	1,331	112	-	4,334	-	187	5,964
	計	4,141	714	385	7,831	4,273	1,409	18,753
備考	平成17年度	2,901	707	316	7,047	3,872	1,532	16,375
	平成16年度	2,795	774	378	3,072	2,976	1,413	11,408

2 青少年相談の充実強化

青少年総合相談センターにおける相談機能の充実強化を図ることを目的として、深刻かつ困難な悩みを抱えている青少年やその保護者等に対し、臨床心理士や弁護士等の専門家によるアドバイスやカウンセリングを無料で行う青少年問題アドバイザー事業を実施する。

また、青少年相談機関の専門的機能を相互補完し、連携を密にするため、「青少年相談機関連携強化連絡会議」を開催するほか、青少年相談機関との交流・研究会等を開催する。

3 教育相談等について

	事 業 名	内 容 等
教育相談体制整備	教育相談員配置事業	倉敷・高梁・津山教育相談室と県青少年総合相談センターに教育相談員を配置し、児童生徒・保護者・教員等への教育相談を実施する。
	県総合教育センター教育相談事業	児童生徒・保護者・教員等を対象に、面接・電話相談、医師による相談を実施する。
	教育相談員研修事業	教育相談室・市町村教育相談員を対象に実施し、専門家による講話や実技研修等をとおして相談員の資質向上を図る。
	進路相談員配置事業	中・高校における不登校生徒や高校中退者の適切な進路選択を支援するため、県青少年総合相談センターに進路相談員を配置し、進路情報の提供等を行う。
	進路相談事業	中・高校における不登校生徒や高校中退者の悩みの解消や適切な進路選択を行えるよう、進路相談会を実施する。
小・中ふれあい促進	スクールカウンセラー配置事業（拡充）	教育相談の専門家である臨床心理士等を、全中学校165校に配置し、生徒等の心の相談に当たることにより、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決を図る。また、スクールカウンセラー配置校連絡協議会を開催し、情報交換等を通じて有効な活用方法について協議する。
	スクールサポーター配置事業	地域の人材を活用し、学校の教育活動を支援する「スクールサポーター」を小・中学校に配置し、家庭への訪問活動を中心とする不登校児童生徒や保護者への支援を通して不登校の解決を図る。また、スクールサポーターが、家庭や地域の民生委員、教育支援センター（適応指導教室）等に出向くことにより、学校と家庭・地域との連携強化を図る。小学校20校と原則として不登校生徒の存する4学級以上の中学校140校に配置する。
	「心の専門家」派遣事業	臨床心理士等を小学校に派遣し、学校不適応の状況にある児童について、「心の専門家」と教員でケース会議を行い、教員が助言を受けながら今後の指導方針等について協議する。 派遣回数120回
すこやか育児テレホン		乳幼児期から少年期までの子どもを持つ親等を対象に、子育てに関する不安や悩みを解消するため、電話や電子メールにより相談を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談（毎日朝8時30分～夜11時） ・家庭教育カウンセラー（毎週火 朝10時～12時） ・相談員の養成・研修
子どもホットライン		小・中・高校生を対象に、子どもの悩みなどについての相談を学生ボランティアが電話・電子メールで受け付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・平日の夕方5時～夜11時 ・土、日曜日、祝日の朝8時30分～夜11時 ・相談員の養成・研修

4 少年相談について

(1) 青少年の相談受理体制

①警察本部

岡山、倉敷、津山の県下3箇所に少年課附置組織として少年サポートセンターを設置し、同サポートセンター勤務の警察官や少年補導員等により、電話相談、面接相談等に対応している。

「ヤングテレホン」は、昭和52年4月、少年相談の専用電話として旧岡山少年補導センターに開設し、昭和61年からはいじめ相談を兼ねた「ヤングテレホン・いじめ110番」を運用しており、また、平成13年7月からは「岡山県青少年総合相談センター」の電話相談窓口の一つとして参画している。

「ヤングテレホン・いじめ110番」は、午前8時30分から午後9時45分までの間については岡山少年サポートセンターの少年補導員等が対応し、それ以外の時間については警察本部生活安全部の宿直員が対応することとし、24時間体制で運用している。

さらに、平成15年5月9日から、岡山少年サポートセンターに設置したパソコンを使用し、「ヤングメール」という愛称で電子メールを利用した相談システムを開始した。これは、近年、青少年のコミュニケーションの手段としてメール通信が普及したことに伴い、悩みを抱えながらも電話相談や面接相談を躊躇している少年が気軽にメールによる相談ができるようにとの考えから運用を開始したものである。

②各警察署

県下22警察署においても、少年補導員、警察安全相談員等が少年やその保護者等からの電話相談や面接相談に対して積極的に応じている。

(2) 平成18年中の受理状況

相談内容は、家庭問題が最も多く、次いで学校問題、非行問題などの順となっている。

①年別推移（メール相談を除く。）

年別	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
相談件数	1,986	1,099	1,117	909	937	1,096
ヤングテレホン	512	420	441	419	370	715

②相談内容（メール相談を除く。）

相談内容	学校問題	家庭問題	非行問題	交友問題	健康問題	犯罪被害	家出関係	その他	合計
相談件数	225	233	182	191	109	68	17	71	1,096

③相談者別（メール相談を除く。）

相談者別	保護者等	小学生	中学生	高校生	その他	合計
相談件数	767	22	74	137	96	1,096

(3) メール相談「ヤングメール」の受理状況(平成18年1月1日～12月31日)

受理件数は496件で、いじめ等の学校問題、交友問題を中心に多くの相談や問い合わせが寄せられており、これらの相談は、内容等から判断して少年本人からのものが大半を占めている。

①相談内容

相談内容	学校問題	交友問題	健康問題	家庭問題	非行問題	犯罪被害	家出関係	その他	合計
相談件数	148	105	130	31	23	36	2	21	496

②相談者別

相談者別	保護者等	小学生	中学生	高校生	その他	合計
相談件数	31	54	50	150	211	496

警察スクールサポーター配置事業

